

## 竹原市民生産業委員会

令和2年2月21日開会

### 会議に付する事件

#### (付託案件)

- 1 議案第12号 市道路線の認定及び変更について
- 2 議案第13号 ふれあいステーションただのうみの指定管理者の指定について
- 3 議案第19号 竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 4 議案第20号 竹原市道路占用料徴収条例及び竹原市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案
- 5 議案第22号 竹原市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例案
- 6 議案第23号 竹原市印鑑条例の一部を改正する条例案
- 7 議案第25号 大久野島毒ガス資料館設置及び管理条例の一部を改正する条例案
- 8 議案第27号 竹原市市営住宅設置及び管理条例及び竹原市特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案
- 9 議案第28号 竹原市手数料条例の一部を改正する条例案
- 10 議案第31号 竹原市漁港管理条例の一部を改正する条例案
- 11 議案第33号 竹原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 12 議案第34号 竹原市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例案
- 13 議案第37号 令和元年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 14 議案第39号 令和元年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 15 議案第40号 令和元年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 16 議案第41号 令和元年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

#### (その他)

- 1 閉会中の継続審査の申出について

(令和2年2月21日)

出席委員

氏 名	出 欠
竹 橋 和 彦	出 席
宇 野 武 則	出 席
宮 原 忠 行	出 席
井 上 美 津 子	出 席
川 本 円	出 席
堀 越 賢 二	出 席
高 重 洋 介	出 席

委員外議員出席者

氏 名
大 川 弘 雄
今 田 佳 男
松 本 進
道 法 知 江

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 住 田 昭 徳

議会事務局係長 矢 口 尚 士

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	田 所 一 三
市 民 生 活 部 長	宮 地 憲 二
市 民 課 長	塚 原 一 俊
税 務 課 長	井 上 光 由
福 祉 部 長	久 重 雅 昭
社 会 福 祉 課 長	西 口 広 崇
健 康 福 祉 課 長	森 重 美 紀
建 設 部 長	有 本 圭 司
建 設 課 長	大 田 哲 也
都 市 整 備 課 長	西 吉 八 起
下 水 道 課 長	藤 本 嗣 正
農 業 委 員 会 事 務 局 長	國 川 昭 治

午前9時54分 開会

委員長（竹橋和彦君） ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達していますので、令和2年第1回定例会の民生産業委員会を開会いたします。

本日、当委員会に付託を受けています案件は、付託議案等一覧表に記載のとおりであります。

副市長から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

副市長。

副市長（田所一三君） 改めまして、皆さんおはようございます。

今日は、委員長初め委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、委員会を開催していただきましてありがとうございます。

今日は、市道路線の認定や本年度の特別会計補正予算など16の議案につきまして担当から説明をさせていただきます。どうか慎重な審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

委員長（竹橋和彦君） それでは、これより議事に入ります。

本委員会に付託された諸議案について執行部の説明を受けてまいります。

審査の都合上、審査の順序につきましては、お手元の付託議案審議順序表の順に行ってまいりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） 異議なしと認め、そのようにとり行います。

なお、執行部からの説明は、以後座ったまま行っていただいて結構です。

議案第34号竹原市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（國川昭治君） それでは、議案第34号竹原市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

議案書では81ページになりますけども、議案の内容につきましては、議案参考資料により説明をさせていただきます。

参考資料の113ページをごらんください。

まず、1の提案の要旨でございますが、その前に、初めに現行の農業委員会について説明をさせていただきます。

現在の農業委員5人につきましては、国の構成者要件に準じまして中立委員として女性委員1名、認定農業者に準ずる委員として2名、それ以外の委員2名の5人により構成をしているところでございます。

委員会の運営につきまして、この5人という構成上、委員の地域が重複したり、体調等の不良によりまして複数の委員が欠席されるなど、委員会の開催運営に支障が生じる状況にございます。

現在、市内各地域で農地の集積や若手担い手の支援に取り組んでいるところでございまして、1の提案の要旨でございますけれども、地域の農業の中心となる経営体への農地集積、集約をさらに推進するため、農業委員会の体制を強化すること及び本市の農地面積が減少したことに伴い、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を改正するものでございます。

次に、2の改正の内容でございますが、農業委員の定数を5人から7人に変更する。2として、農地利用最適化推進委員の定数を14人から13人に変更するものです。

3の施行期日につきましては、現委員の任期が満了する翌日の令和2年7月14日でございます。

説明は以上です。

委員長（竹橋和彦君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

堀越委員。

委員（堀越賢二君） この農業委員の定数と利用最適化推進委員の人数の変更ということですが、先ほど変更するに至る理由の方の説明を聞きましたが、今後変更後様々な地域性とか問題等があれば、またこれは人数に関しては修正なり検討するということはあるのでしょうか。

委員長（竹橋和彦君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（國川昭治君） まず、農業委員につきましては、先ほど説明をさせていただきましたとおり、現在5人体制で委員会を運営させていただいているところでございます。そうした中でございまして、先ほど委員が重複ということで説明をさせていただきましたが、具体には、現在ですと、例えば竹原地域より東側に委員が不在の状況にな

っていたり、あるいは逆に吉名地域には委員がないというような構成になっているところがございます。

今後、より農地の集積、集約を進める上で、やはり各地域に委員を置き、さらに事務を進めていきたいと考えていますので、今回7名ということで提案をさせていただいています。

改選後も、今後運営上支障がある場合につきましては、検討の上提案をさせていただきたいと考えているところがございます。

また、農地最適化推進委員につきましては、現在本市の農地面積が約1,200ヘクタールということでございまして、100ヘクタール当たり最適化推進委員が1名ということで国の規則、施行令となっています。これに準じまして、今回13人ということで改正をお願いしているものがございます。

以上です。

委員長（竹橋和彦君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） 様々な状況によって、農業ですから、今の携わっている人の年齢であつたりとか様々な条件等があると思いますので、農業委員会が開かれた時であるとか日ごろから状況の把握をしていただいて、現状に即したような体制であることを願いますので、引き続きよろしく願いいたします。

委員長（竹橋和彦君） 答弁はよろしいですか。

ほかに質疑は。

宮原委員。

委員（宮原忠行君） 農地の集積よな。農業委員でも、農地利用最適化推進委員でもいいのだが、進んでないんでしょう。進んでいる。

委員長（竹橋和彦君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（國川昭治君） 農地の集積につきましては、昨年につきましては高崎町のレタスということで、約4.5ヘクタールくらいの農地集積を図ったところがございます。

今年度につきましては、既に集積を図ったところでは、吉名の曾井地区で約2ヘクタールの農地集積と、現在ですと竹原の吉崎地区でブドウ農園の集積ということで約3ヘクタールの集積に向けて、今説明会等を地域で開催させていただいている状況でございます。

委員長（竹橋和彦君） 宮原委員。

委員（宮原忠行君） その農地を集積したのは、個人の、それとも営農法人か何かの。

委員長（竹橋和彦君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（國川昭治君） 地権者につきましては、皆さん個人の方でございまして、吉名につきましては、集積した農地を個人の農業者の方へ中間管理機構としまして賃貸借させていただいています。竹原につきましては、現在説明会をさせていただいていますが、法人で集約をさせていただくということで説明会を開催しています。

委員長（竹橋和彦君） 宮原委員。

委員（宮原忠行君） どっちにしても、それで農業生産額が上がったりとか、またブドウでも、吉名じゃがいもなんか、レタスでもいいのだけど、そうした1次産品が次の加工とか様々な付加価値をつけるような方向へしっかりと政策誘導するような指導力を発揮してもらわないといけないと思うのだけど、どうですか。

委員長（竹橋和彦君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（國川昭治君） 吉名につきましては、もう耕作放棄されていました。柿畑とかその他農地については、野菜ということで集積を図らせていただいています。

竹原につきましては、今年度、農協を通じまして約1トンのブドウを仕入れて、法人によるワインづくりをされているところですが、これに向けて今取り組んでいるところでございます。

以上です。

委員長（竹橋和彦君） ほかに質疑はございませんか。

副委員長（宇野武則君） 農地の宅地転用の場合、どのような基準があるのか。道交法、1戸とか2戸ではなしに、営業用の住宅を建てるでしょ、5戸とか10戸とか。道路の幅員なんかの規制というのは、あれはどのようになっているの。

委員長（竹橋和彦君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（國川昭治君） 農地転用におけます基準といいますと、例えば住宅地にかえる場合に、住宅、建物の面積に対して農地の広さという基準はございますけども、面している隣接道路の幅員とかということにつきましては、農業委員会の方では特に審査の基準には入っていないところでございます。

委員長（竹橋和彦君） 副委員長。

副委員長（宇野武則君） いや、消防車とか救急車が入るのに困難なところがあれば、やっぱりそういう関係とある程度連携とらないと、どこでもここでも開発するのを容認する

と、農業委員会の方がひとり歩きしたら、あと建てた者が困るのではないのか、住んでいる人が。高齢者も多い時代だから、そういうものの連携というのはある程度とって、救急車でも楽に入れるようなところで、そういうものを加味してやらないと実際困る場合もあるから。救急車など突っ込んでから、バックして、また入るような、こっちは行かれんのではないかの、隅でもこういうふうにするとか、条件をつけてやるように農業委員会の方から提言しないと困るのではないのかと思っているのだが、その点について。

委員長（竹橋和彦君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（國川昭治君） 住宅建築等に伴います農業移転、農地転用につきましては、現在都市整備課の方と連携をいたしまして、都市整備課の方にいわゆる建築確認の届けが出ましたら、農業委員会の方にそれを送達いただきまして、その中で農業委員会として今農地はこういう状況ですということで報告をさせていただいています。

道路幅員等につきましては、建築基準法の中で整理いただきながら、連携をとりながら進めさせていただいていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員長（竹橋和彦君） ほかにございませんか。

宮原委員。

委員（宮原忠行君） ちょっと要らないことを言うようなのだけど。

現実には、問題は、道交法による道路の幅員か、それであとは道路に対して4メートルよね。それで、ある程度まとまったところだったら、待避、回転場所等があるから、農業委員会がそうしたことを抜きで許可するということは100%今のところはないのですということでしょう。

委員長（竹橋和彦君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようでしたら、次に参ります。

農業委員会は退席していただいて結構です。

議案第19号竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（井上光由君） それでは、議案第19号竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

議案書35ページと議案参考資料47ページになります。

改正の要旨といたしましては、地方税法等の一部が改正され、国民健康保険制度の運営が県単位化されたことに伴い、県内の医療費等から推計された標準保険料率を参考に、各種税率及び税額を定めるものであります。

改正の内容につきましては、市民生活部の議案等補足説明資料で説明いたしますので、その資料の1ページの方をごらんください。

令和2年度国民健康保険税の見直しについて。

それでは、1の方、平成30年1月31日に策定いたしました竹原市国民健康保険税率の見直しに係る激変緩和措置について。

(1) 対応方針といたしまして、広島県が示す標準保険料率を適用した上で、医療保険分の均等割額に財政調整基金を繰り入れ、激変緩和措置を行います。

(2) 方針の目的といたしまして、標準保険料率と現行の税率を比較した結果、税額、調定額になりますが、全体では減額となるが、均等割額が上がることにより増額となる世帯があり、主に低所得者層が影響を受けることとなるため、激変緩和措置を行うことで低所得者の負担軽減を図るものであります。

(3) 方針の内容について。ア、低所得者への影響を考慮し、医療保険分の均等割額を平成30年度においては2万6,400円に据え置き、イ、平成31年度以降については標準保険料率及び基金残高を総合的に勘案し、財政調整基金の繰入金額を決定することとします。ウ、財政調整基金を活用し、医療保険分の均等割額を段階的に増額することにより、広島県の統一保険料率に近づけます。

次に、(4)の激変緩和措置の期間につきましては、原則3年といたします。ただし、標準保険料率及び基金残高を総合的に勘案し、広島県国民健康保険運営方針で定める激変緩和措置の実施期間であります6年間を最大とするとしています。

それでは、2の現行税率と標準保険料率及び激変緩和措置適用後の保険税率比較の表をごらんください。

先ほどの激変緩和方針におきまして、期間は原則3年としていますが、標準保険料率及び基金残高を総合的に勘案し、令和5年度までの6年間とし、令和2年度の医療分の均等割額を2万8,400円とします。

表の方の①が令和元年度現行の保険税率、②が令和2年度標準保険料率で、県が示したものになります。③が令和2年度の保険税率案になります。①と③を比較しますと、所得割では①の所得割の合計が11.90%、③の合計が11.74%で、0.16%の減と

なります。1人当たりの均等割額では、①の合計が4万9,768円から③の合計が4万8,900円となり、868円の減額となります。1世帯当たりの平等割額では、①の合計が3万2,822円から③の合計が3万2,200円となり、622円の減額となります。

①, ②, ③の均等割額の行, 網かけの項をごらんください。

令和元年度は, 本市独自の激変緩和措置といたしまして, 標準保険料率の医療費分均等割額, これが2万9,093円でありましたが, ①の額2万8,000円に据え置いています。令和2年度についても, 基金から830万円を繰り入れまして, 県が示しました標準保険料率, ②の2万9,592円となっている医療分の均等割額について, ③の額2万8,400円に引き下げる令和2年度の保険税の案としています。

次に, 3, 令和元年度現行と令和2年度激変緩和措置適用後の税額, 調定額の比較の表をごらんください。

これは, 1月8日時点の本市の国保加入世帯数, 被保険者数に当てはめて調定額を比較しています。調定額が①現行の4億9,928万6,850円から②令和2年度激変緩和措置適用後の5億225万1,050円となり, 差し引き296万4,200円, 1人当たりで473円, 増減率で0.59%の増となります。

次に, 4, 1人当たりの調定額の比較の表をごらんください。

平成29年度から令和2年度案までの調定額の推移になります。1人当たりの調定額は, ①平成29年度が8万7,683円, 新制度へ移行いたしました②平成30年度が7万9,096円, ③令和元年度が7万9,746円, ④令和2年度案が8万219円となります。

県単位化への制度改正により, 平成30年度の1人当たりの調定額は8,587円減少しています。令和元年度, 令和2年度と1人当たりの調定額が増加いたしましても, 制度改正前の水準までには至っていない状況であります。

それでは次に, 5, 激変緩和期間中の基金の見込み額の表をごらんください。

①の令和2年度当初の基金残高見込み額につきましては, 3億5,256万2,389円になります。

②の収納不足見込み額につきましては, 県単位化後は, 県の決定いたしました納付金額を, 保険税を主な財源といたしまして県に支払うようになりますが, その額が4年間で6,000万円の不足の方を見込んでいます。

③の前期高齢者交付金精算分見込み額につきましては、平成29年度に過大に交付されていましたが前期高齢者交付金の還付額が6,315万2,885円必要になります。

④の令和2年度の保険税の激変緩和の財源として基金繰入金830万円、⑤は令和3年度から令和5年度の激変緩和の財源といたしまして基金繰入金880万円を見込んでいます。

⑥は、乳幼児医療等の福祉医療におきまして、本市独自の医療助成制度を行うことで県交付金が減額される額に対する補填である地方単独事業の減額調整分及び収入の減額等による国民健康保険税の減免分の補填といたしまして、4年間で6,000万円を見込んでいます。

⑦は、①の令和2年度当初基金残高から②から⑥の各項目を財政調整基金から取り崩して差し引いた基金残高1億5,230万9,504円が令和5年度末の基金残高になります。基金保有額につきましては、県が示します標準保険料率見込み額のおおむね3カ月分、約1億5,000万円を保有するのが適切と考えています。緩和措置を行うことができる令和5年度までの各年度におきまして、本市独自の激変緩和措置を行っても、基金残高の方は約1億5,200万円を見込むことができるものであります。

以上のように、令和2年度の本市の保険税率として、広島県が示す標準保険料率を適用した上で財政調整基金を繰り入れ、医療分の均等割額を2万8,400円とする税率の改正案を上程するものであります。

説明は以上になります。

委員長（竹橋和彦君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

宮原委員。

委員（宮原忠行君） 参考資料の方の47ページよね。

介護納付金課税額のところが相当減っている。この理由を教えてください。

委員長（竹橋和彦君） 税務課長。

税務課長（井上光由君） 確かに介護納付金課税額の方が減少しています。こちらの方は、県の説明によりますと、介護分の減少要因につきましては、社会保険診療報酬支払基金から示されます介護2号被保険者数と介護納付金について県の推計結果と乖離があったため、同基金に申請の上、県の推計の方に合わせて下方修正したことによるということの説明があったものであります。

以上です。

委員長（竹橋和彦君） 宮原委員。

委員（宮原忠行君） それと、今この前の本会議でもちょっとあったのだが、要は低所得者層の問題。そこへの軽減措置を図っているのでしょ。それで、7割軽減分と5割軽減分と2割軽減分がある。これは大体人数などはわかる。

それで、これで言うと、基金の繰り入れが830万円。それで、この7割、5割、2割のところへ大体数字というのは、今説明できるだけの資料を持っている。持っていなかったらいいよ。

委員長（竹橋和彦君） 税務課長。

税務課長（井上光由君） 済みません。資料といたしまして、これはあくまで推計の数値でございますけど、2割軽減が504世帯、5割軽減が629世帯、7割軽減が1,380世帯という試算になっています。

委員長（竹橋和彦君） よろしい。

委員（宮原忠行君） もういい。

委員長（竹橋和彦君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようでしたら、次に参ります。

議案第22号竹原市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（塚原一俊君） それでは、失礼いたします。

市民課からは、計4件の条例改正案でございます。順次御説明申し上げます。

まず、議案第22号竹原市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例案についてでございます。議案書では47ページですが、議案参考資料で御説明いたします。議案参考資料の69ページをお開きください。

この条例改正の提案の要旨でございますが、乳幼児等の医療に要する費用の一部の支給について、支給の対象となる者の範囲を拡大しようとするため、必要な規定の整備をするものでございます。

次に、主な改正の内容でございますが、乳幼児等の医療に要する費用の一部の支給のうち、入院に係る医療に要する費用の一部支給について、支給の対象となる者の範囲を現行

の12歳に達する日以後の最初の3月31日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までに拡大するものであります。入院に係る医療費の一部支給について、対象者を小学6年生までから中学3年生までに拡大することにより、子育て支援の一環として制度の拡充を図るものであります。

施行期日につきましては、令和2年7月1日でございます。

竹原市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例案の説明は以上であります。

委員長（竹橋和彦君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようでしたら、次に参ります。

議案第23号竹原市印鑑条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（塚原一俊君） それでは、議案参考資料の73ページをお開きください。

議案第23号竹原市印鑑条例の一部を改正する条例案についてでございます。

この条例改正の提案の要旨でございますが、成年被後見人の権利の制限に係る制限の見直しを図られたことに伴い、必要な規定を整備するものであります。

次に、主な改正の内容でございます。

（1）成年被後見人であっても意思能力を有する者は、印鑑登録ができることとする。

（2）といたしまして、その他所要の規定の整理を行うという内容になっています。

成年被後見人を資格、職種、業務等から一律に排除する規定等、欠格条項を設けている制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定へと適正化を図るため、印鑑登録においても改正されることになったものであります。

施行期日は、公布の日でございます。

以上でございます。

委員長（竹橋和彦君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ございませんか。

堀越委員。

委員（堀越賢二君） 意思能力を有する者というところですが、これの判断といったようなものはどこでどうされるものでしょうか。

委員長（竹橋和彦君） 市民課長。

市民課長（塚原一俊君） 先ほど個別的、実質的にという説明をさせていただきましたけれども、これまで欠格条項の条文で、もう判断することなく、その全てを条件から外していたということでした。これに関しまして、事業事務を実施する機関のそれぞれが今度判断するようになります。例えば我々ですと、印鑑登録ですけれども、これにつきましてはその現場で成年後見人さんも一緒にいらっしゃることですので、その後見人さんとあわせてその方の意思能力を判断するという形になります。それぞれの現場で対応するという状況でございます。

委員長（竹橋和彦君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） 特に医療機関のものを受けての証明を提示するとか、そういうものではないという認識でよろしいでしょうか。

委員長（竹橋和彦君） 市民課長。

市民課長（塚原一俊君） はい、今の段階ではそのように国の方からの通達がありました。

以上です。

委員長（竹橋和彦君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようでしたら、次に参ります。

議案第25号大久野島毒ガス資料館設置及び管理条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（塚原一俊君） それでは、議案参考資料81ページをお開きください。

議案第25号大久野島毒ガス資料館設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてでございます。

この条例改正の提案の要旨でございますが、大久野島毒ガス資料館の今後の維持管理に要する費用等を算定し、これに必要な財源を確保するため、入館料について改正するもの

でございます。

主な改正の内容でございますが、別表に掲げる入館料について、19歳以上の者の現行100円を150円に、19歳未満の者の現行50円を無料に、それぞれ改定するものでございます。なお、20名以上の団体の場合は、括弧内に記載しているとおりでございます。

資料館の適正な維持管理や設備の更新等を実施することで、来館者に対するサービスの向上を図ることを目的に、入館料について改定するものでございます。あわせて、小学校、中学校、高校生に対しまして平和学習の場としての利用促進を図ることを目的に、該当者につきましては入館料を無料とするものであります。

施行期日は、令和2年7月1日でございます。

大久野島毒ガス資料館設置及び管理条例の一部を改正する条例案につきましては、以上でございます。

委員長（竹橋和彦君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようでしたら、次に参ります。

議案第28号竹原市手数料条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民課長（塚原一俊君） それでは、議案参考資料97ページをお開きください。

議案第28号竹原市手数料条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

この条例改正の提案の要旨でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法でございますが、この一部が改正され、通知カードが廃止されることになりました。通知カードが廃止されることにより、通知カード再交付手数料を廃止することに伴い、必要な規定を整備するものであります。

主な改正の内容でございますが、（1）通知カード再交付手数料を廃止するでございます。平成27年10月にマイナンバー制度が施行され、通知カードは全国住民にマイナンバーを通知する役割を果たしてきましたが、転居時等における記載事項変更の手続が住民の負担になっていることであります。そのような中、デジタル化推進の観点から、公的個

人認証が登載されたマイナンバーカードへの移行を早期に促すためにも、通知カードと記載事項変更等の手続を廃止し、負担軽減とマイナンバーカード普及の実現を図るため、改正することになったものであります。

施行期日でございますが、公布の日または情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律、附則第1条第1号、いわゆるデジタル手続法でございますが、これに掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行するというところでございます。

竹原市手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、以上でございます。

委員長（竹橋和彦君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いします。

川本委員。

委員（川本 円君） ちょっとお伺いします。

通知カードの再交付の手数料を廃止するという内容でございましたけれども、通知カード再交付の業務は引き続きやられるという解釈でよろしいのですか。

委員長（竹橋和彦君） 市民課長。

市民課長（塚原一俊君） 業務自体を停止いたします。もう使えなくなるようにしますが、交付日以降もそれまでにあった通知カードに何の変更もなければ、それはずっと続けられるというようなものでございます。今、私が冒頭で説明したのは、それ以降に変更手続ができないということになります。その際は、その別の通知が国の方から行われますので、そちらの方で対応していただくという状況です。したがって、繰り返しになりますが、もし何の変更もなければ、その通知カードをそのまま利用できるということでございます。

委員長（竹橋和彦君） 川本委員。

委員（川本 円君） マイナンバー制度を推進する一環だというふうな話を先ほど聞きました。ちなみに、今竹原市において交付率というのですか、どれだけ普及されているかというのがパーセンテージでわかれば教えていただきたい。

委員長（竹橋和彦君） 市民課長。

市民課長（塚原一俊君） 令和2年1月末現在で、交付枚数が4,496件でございます。パーセントでいいますと17.5%。

委員長（竹橋和彦君） 川本委員。

委員（川本 円君） 最後。今、17.5%と。普及率としてはこれはどうなんですか。高い方なんですか、低い方なんですか。それと、最終的にはどこら辺まで目標的には持っていこうとされているのかお聞きします。

委員長（竹橋和彦君） 市民課長。

市民課長（塚原一俊君） ちょっと前の数字なんですけど、この竹原市の交付率というのは、県内でおそらくですが2番目でした。一番普及率が高いのが東広島市ということで、次いで2番目ではありますが、高いです。という状況でございます。

さっき2つ目の御質問をいただきました最終的な目標なんですけど、これは各市町の目標で言うのではなく、国の目標として100%というのを発表した、あの発表を見た時にちょっとどうなのかなとは思ったのですが、ただそういった方向に向けていろいろなカードに付加価値をつけることで普及を図っていくという方針が出されていますので、今後取り組んでいきたいと考えています。

委員長（竹橋和彦君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようでしたら、次に参ります。

議案第37号令和元年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（塚原一俊君） 議案第37号令和元年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、その内容を御説明いたします。

市民生活部の議案等補足説明資料2ページをお開きください。

今回の補正予算は、各種事業の精算見込みによる調整が主なものであります。

なお、昨年度から国保の県単位化に伴い、国民健康保険特別会計は県が保険給付に必要な費用を交付金として全額市町に対して支払い、市町が被保険者から徴収した保険料と市町に交付された交付金を合わせて納付金として県に納める仕組みに変わっています。

また、歳入でありますけど、県支出金において6,183万4,000円を、繰入金において322万3,000円をそれぞれ追加するものであります。

3ページをお開きください。

次に、歳出であります。

保険給付費において6,183万4,000円を、諸支出金において322万3,000円をそれぞれ追加するものであります。

内容につきましては、4ページから8ページにより御説明いたします。

まず、歳出から御説明いたします。

6ページをお開きください。6ページ、歳出でございます。

歳出(1)一般被保険者療養給付費につきましては、過去の実績をもとに推計した必要額が当初の見込みを上回るため、4,258万5,000円を追加するものであります。

続きまして、(2)、(3)につきましても同様の理由でございます。

まず、(2)の一般被保険者療養費につきましては251万9,000円、を(3)一般被保険者高額療養費につきましては1,673万円をそれぞれ追加するものでございます。

7ページでございます。

(4)過年度返還金であります。平成30年度広島県国民健康保険保険給付費等交付金について、普通交付金のうち、特定健康診査に要する費用に係るものであります。過去3年間の実績をもとに概算交付されていましたが、被保険者の減少により実績が見込みを下回ったため返還金が生じたことから、190万7,000円を追加計上するものであります。

(5)同じく過年度返還金であります。これは、平成30年度広島県国民健康保険保険給付費等交付金について、特別調整交付金分に要する費用に係るものであります。平成30年7月豪雨に係る保険税減免分等について概算交付されていましたが、実績が見込みを下回ったため返還金が生じたことから、43万6,000円を追加計上するものであります。

8ページをごらんください。

(6)同じく過年度返還金であります。これは、平成26年度から平成29年度特定健康診査保健指導負担金に要する費用に係るものであります。平成26年度から平成29年度に、市町村が行った特定健康診査及び特定保健指導に要する経費について、基準単価に基づき国及び県から交付されていましたが、基準単価の区分について精査した結果、返還金が生じたことから、国及び県へそれぞれ44万円、合わせて88万円を追加計上するものでございます。

4ページにお戻りください。

続きまして、歳入について御説明いたします。

4ページの(1)普通交付金につきましては、保険給付費に必要な費用の全額が県から交付されるものでありますが、過去の実績をもとに推計した保険給付費の必要額が当初の見込みを上回るため、6,183万4,000円を追加するものであります。

(2)保険基盤安定繰入金、保険税軽減分につきましては、低所得者に対する保険税軽減相当額を公費から補填するものでありますが、医療・後期高齢者支援分の保険税軽減対象世帯数が当初の見込みを上回ったため、127万1,000円を追加するものであります。

4ページから5ページをごらんください。

(3)保険基盤安定繰入金、保険者支援分につきましては、保険税軽減の対象となった一般被保険者の数に応じて、平均保険税算定額の一定割合が公費から補填されるものでありますが、医療・後期高齢者の支援分の平均保険税算定額が当初の見込みを下回ったため、22万7,000円を減額するものであります。

(4)財政安定化支援事業繰入金につきましては、保険財政の健全化及び保険税負担の健全化に資するため、地方交付税措置対象額が一般会計から補填されるものでありますが、対象額が当初の見込みを上回ったため、133万1,000円を追加するものであります。

(5)その他一般会計繰入金につきましては、地方単独事業の減額調整分及び国民健康保険税の減免分について、一般会計から補填されるものでありますが、国民健康保険税の減免分が当初の見込みを上回ったため、32万6,000円を追加するものであります。

(6)国民健康保険財政調整基金繰入金につきましては、歳入調整のため52万2,000円を追加するものであります。

これによりまして、ここまでの歳入歳出で説明いたしました特別会計予算の補正に当たり、歳入歳出の均衡をとっています。

令和元年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)については以上であります。

委員長(竹橋和彦君) これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いします。

宮原委員。

委員（宮原忠行君） 補足説明資料の7ページよね。それで、過年度返還金のうちの2番目の理由、被保険者数の減少というふうに説明をされたのだが、被保険者数の減少はどういう理由によるの。

それで、もう一点……。

委員長（竹橋和彦君） 宮原委員，一問一答で。

市民課長，減少についてを。

市民課長（塚原一俊君） 減少についてでございます。今現在，まず人数から説明をさせていただきますと，1月末現在で被保険者数が5，752人，世帯数で言いますと3，865世帯ということになっております。

減少の理由なのですけれども，まず高齢化が進んでおりますので，後期高齢に移行される方が現在増えています。まずそれが一点と，少子化の方で，新たに加入される方も減っているということ，それから景気の回復等で雇用が順調ですので，そちらの被用者保険の方に移られる方がいらっしゃるということ，それからパート労働者等につきましても，被用者保険の方の雇用の制度の拡充がありますので，いろんな意味で被用者保険に行くということ，そして人口減少と高齢化，そういった流れの中で世帯数，加入者数ともに減少しているという状況でございます。

委員長（竹橋和彦君） 宮原委員。

委員（宮原忠行君） やっぱり人手不足の中で高齢者が働き出して，そして社会保険の改定があったわね。それから，国保から社会保険へ移行している人が相当数いるので，だからやっぱりそこら辺の国との政策との絡みでもしっかりと説明をしてほしい思うのよね。

それで次に，5ページ目のその他一般会計繰入金のところ，理由として国民健康保険税の減免分が当初の見込みを上回ったためと，こういうふうに説明している。それで，これを介護保険で見ると，調整交付金の項目だけでも増額になった理由として，平成30年7月豪雨災害に係る介護保険料減免及び利用者負担額減免分になっている。それで，何が聞きたいかという，当然，介護でもあったように，国保の中で自然災害による被害を受けた方についてはそれなりの減免制度を設けられている。当然それに対しては国費の補填もあるわね。それで，介護の方はそういうふうに説明しているのだから，国保の方もやっぱりそこら辺まだ災害のあれも残っている話だから，そこら辺も丁寧に説明をするように，それこそお互いがどういうふうに説明しているのかというのを照合しながら，わかるように説明をしてほしい思う。

それで、国保の方で、災害減免といわゆる低所得者というのか、負担能力のない人への減免があるのだが、わからないのならわからないでいいから、もし資料があるならちょっと説明して。

委員長（竹橋和彦君） 市民課長。

市民課長（塚原一俊君） 災害減免につきましては、手元に今資料がございますので、説明させていただきます。

委員（宮原忠行君） いいよ、もう。

市民課長（塚原一俊君） そうですか。それでは、済みません、また以後そのような説明をさせていただきます。

委員長（竹橋和彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようでしたら、次に参ります。

議案第41号令和元年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（塚原一俊君） 議案第41号令和元年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、その内容を御説明いたします。

市民生活部の議案等補足説明資料9ページをお開きください。

今回の補正予算は、各種事業の精算見込みによる調整が主なものであります。

まず、歳入であります。後期高齢者医療保険料において385万5,000円を、繰入金において398万円をそれぞれ減額し、繰越金において157万9,000円を、諸収入において40万3,000円をそれぞれ追加するものであります。

10ページでございます。

次に、歳出であります。広域連合納付金において351万7,000円を減額し、諸支出金において59万円を追加するものであります。

内容につきまして、11ページから15ページにより御説明いたします。

まず、歳出から御説明いたします。

13ページをお開きください。

（1）広域連合分賦金につきましては、広島県後期高齢者医療広域連合において保険料

負担金等について再計算した結果、351万7,000円を減額し、納付することになったものであります。

14ページをごらんください。

(2) 保険料還付金につきましては、過年度還付金について過去の実績をもとに推計した必要額が当初の見込みを上回るため、37万4,000円を追加するものであります。

(3) 還付金につきましても、過去の実績をもとに推計した必要額が当初の見込みを上回るため、1万円を追加するものであります。

14ページから15ページをごらんください。

(4) 償還金につきましては、平成30年度で実施した高齢者医療制度円滑運営補助金について、事業精算に伴い超過額が発生したため、国への返還金20万6,000円を追加計上するものであります。

11ページをごらんください。

続きまして、歳入について御説明いたします。

(1) 特別徴収保険料につきましては、広島県後期高齢者医療広域連合において、各市町の保険料特別徴収分を再計算した結果、219万3,000円を減額するものであります。

(2) 普通徴収保険料の現年度分につきましても、広域連合において各市町の保険料を普通徴収、現年分を再計算した結果、182万5,000円を減額するものであります。

(3) 普通徴収保険料の滞納繰越分でございます。これにつきましては、滞納繰越分収納額が当初の見込みを上回るため、16万3,000円を追加するものであります。

12ページをごらんください。

(4) 事務費繰入金につきましては、歳出で御説明いたしました高齢者医療制度円滑運営補助金について、事業精算に伴い超過額が発生したため、国の返還金20万6,000円を追加し、人件費について人事異動による調整のため292万6,000円を減額し、合わせて272万円を減額するものであります。

(5) 保険基盤安定繰入金につきましては、広域連合において各市町の保険基盤安定負担金を再計算した結果、126万円を減額するものであります。

(6) 前年度繰越金につきましては、平成30年度後期高齢者医療特別会計において、決算により繰越金が生じたため、157万9,000円を追加するものであります。

12ページから13ページをごらんください。

(7) 保険料延滞金につきましては、保険料延滞金収納額が当初の見込みを上回るため、1万9,000円を追加するものであります。

(8) 保険料還付金につきましては、過年度還付金のうち、過去の実績をもとに推計した必要額が当初の見込みを上回るため、37万4,000円を追加するものであります。

(9) 還付加算金につきましても、過去の実績をもとに推計した必要額が当初の見込みを上回るため、1万円を追加するものであります。

令和元年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては以上であります。

委員長（竹橋和彦君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いします。

宮原委員。

委員（宮原忠行君） 1点だけ教えて。

13ページの保険料還付金よね。それで、予算計上額が70万円で、実施見込み額が107万4,000円で、37万4,000円の補正よね。これは何か大きな例えば計算ミスとか、そういったものがあったのか。

委員長（竹橋和彦君） 市民課長。

市民課長（塚原一俊君） 例えば所得の更正であるとか、そういったものでよく還付が発生しますけれども、ただおっしゃるように、何かあったと言われると、特に大きなミスとかはなかったのですが、実際にそういった形で申請される方が増えたのかなど。所得の更正であるとか、そういったものの可能性があると考えます。

委員長（竹橋和彦君） 宮原委員。

委員（宮原忠行君） ちょっとよくわからないのだが。例えば確定申告か何かをして、所得とか収入が減額になって、それに基づいてあれをしたということなのか。今、正確に答えられないのなら答えられないと言ってくれればいから。

委員長（竹橋和彦君） 市民課長。

市民課長（塚原一俊君） 申しわけございません。今、資料を持ち合わせておりません。また説明させていただきます。

委員長（竹橋和彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようでしたら、後で市民課長、わかった時点でまた説明に上

がってください。

委員（宮原忠行君） いいわ。

委員長（竹橋和彦君） いいです。

それでは、市民生活部は退席いただいて結構です。

では、済みません、トイレ休憩を5分。暫時休憩。トイレ休憩を5分間とりたいと思います。11時までです。

午前10時55分 休憩

午前11時01分 再開

委員長（竹橋和彦君） 休憩を閉じて会議を再開します。

議案第13号ふれあいステーションただのうみの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（森重美紀君） 議案第13号ふれあいステーションただのうみの指定管理者の指定について、その内容を御説明いたします。

議案参考資料21ページをお開きください。

提案の要旨でございますが、ふれあいステーションただのうみの指定管理者を指定しようとするものであります。主な提案の内容について御説明します。

管理を行わせる施設は、ふれあいステーションただのうみ。

指定管理者となる団体は、特定非営利活動法人福祉ステーションただのうみ。

指定の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までとなっております。

ふれあいステーションただのうみにつきましては、その設置目的、利用状況を鑑み、地域に密着した管理運営による地域活性化などの効果を含め、総合的に検討した結果、非公募として現在の指定管理者を引き続き指定する内容となっております。

説明は以上です。

委員長（竹橋和彦君） これより質疑を行います。

質疑がある方は、順次挙手により一問一答でお願いします。

ございませんか。

宮原委員。

委員（宮原忠行君） 直接関係があるかどうかは別にしても、指定管理料を計算する場合

に、JRとこの法人が結んでいる委託契約があるよね。ないかね。というのは、あれだけ爆発的に忠海港が増えているのだから、大久野島が、JRがどの程度利用が増えているのかというのがもし今わかれば、答弁できれば答弁してほしいし、なければならないので。

委員長（竹橋和彦君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（森重美紀君） 駅舎業務の委託につきましては、平成27年度で廃止になっています。

委員（宮原忠行君） 廃止かね。全然ないの。

健康福祉課長（森重美紀君） はい、ございません。

委員長（竹橋和彦君） 宮原委員。

委員（宮原忠行君） ちょっと外れて申しわけないのだが、副市長、やっぱりあれだけ増えたら、無人駅の解消はJRの方をお願いするべきじゃないのか思う。そういったことも含めて検討して。

委員長（竹橋和彦君） 副市長。

副市長（田所一三君） 忠海駅を無人にしたものの解消ということではありますが、一旦無人化になったものはなかなか難しいと考えておりますけど、そこら辺も含め、忠海地域の振興については必要な取組についてやってまいりますので、よろしく申し上げます。

委員長（竹橋和彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので、次に参ります。

議案第33号竹原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（西口広崇君） 議案第33号竹原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてでございます。

議案参考資料で説明をさせていただきますので、参考資料の111ページをお開きください。

提案の要旨でございます。

本案は、放課後児童支援員の資格要件の経過措置が令和2年3月31日に終了すること

に伴いまして、必要な規定を整備するためこの条例案を提出するものでございます。

改正の内容でございます。

厚生労働省令を参酌し、当分の間、放課後児童支援員の資格要件である都道府県知事が行う研修を放課後児童支援員として、放課後児童健全育成事業に従事することとなった日から1年を経過する日までに修了することを予定している者を含むこととするものでございます。

本市におきましては、放課後児童支援員の退職に伴いまして、後任を補充する場合、県が開催する研修修了者の確保が困難であるため、みなし支援員への資格取得要件を1年間猶予するという改正とするものでございます。

施行期日は、令和2年4月1日でございます。よろしく申し上げます。

委員長（竹橋和彦君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

川本委員。

委員（川本 円君） 確認を含めてお伺いします。

今のお話ですと、支援員が仕事を始めてから1年以内に県の研修を受ければオーケーということだと思うのですが、現実問題竹原市においてその支援員というのはかなり手不足が背景にあるというふうに解釈してよろしいのですか。

委員長（竹橋和彦君） 社会福祉課長。

社会福祉課長（西口広崇君） それぞれ各クラスに支援員は2名配置をしております。ただ、その2名のうち退職をされた場合に、次の支援員を雇用するのに、資格のある人が市内におられないと、また補助員の方も順次支援員にという方がおられましたらその研修を受けていただくようにするのですが、その確保がなかなか難しいため、みなし支援員になられて、1年間で研修を受けていただいて、支援員になっていただくということでございます。

委員長（竹橋和彦君） 川本委員。

委員（川本 円君） わかりました。

もう一点、県知事が行う研修というのは、かなりの頻度で行われているということですか。

委員長（竹橋和彦君） 社会福祉課長。

社会福祉課長（西口広崇君） これは、前期、後期という形で行っておられます。一応カ

リキュラムがありまして、24時間のカリキュラムになっています。開催地が、前半は6月、7月の中旬までが3会場、呉、東広島、三次という形で、後半の9月から11月までが4会場、広島と福山という形になっています。それで、1会場につき4日間で研修を行うという形でございます。

委員（川本 円君） わかりました。

委員長（竹橋和彦君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので、次に参ります。

議案第40号令和元年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（森重美紀君） 議案第40号令和元年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第4号）について、その内容を御説明いたします。

福祉部の議案等補足説明資料1ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、各種事業の精算見込みによる調整が主な内容となっております。

まず、歳入でございますが、国庫支出金において介護給付費国庫負担金384万6,000円、普通調整交付金179万4,000円、特別調整交付金456万6,000円、システム改修補助金57万円、保険者機能強化推進交付金498万4,000円をそれぞれ追加するものであります。

支払基金交付金において、介護給付費支払基金交付金692万3,000円を追加するものであります。

県支出金において、介護給付費県負担金448万7,000円を追加するものであります。

繰入金において、介護給付費繰入金320万5,000円、職員給与費繰入金473万7,000円をそれぞれ追加し、事務費繰入金49万8,000円を減額するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

総務費において、システム整備委託料7万2,000円を追加するものであります。

保険給付費において、施設介護サービス給付費負担金2,564万1,000円を追加

するものであります。

基金積立金において、介護給付費準備基金積立金416万4,000円を追加するものであります。

それぞれ詳細について御説明しますので、まず5ページをお開きください。

まず、歳出について御説明いたします。

中段の2の歳出、(1)の施設介護サービス給付費でございます。施設介護サービス給付費が当初予算額を上回る見込みのため、2,564万1,000円を増額するものであります。

次に、(2)の介護保険システム改修事業経費であります。介護報酬改定等に伴う介護保険事務支援システムの改修に係る経費について、事業費の精算により7万2,000円を増額するものであります。

(3)の介護給付費準備基金積立金については、最後に御説明いたします。

3ページから4ページにお戻りください。

次に、歳入について御説明いたします。

(1)の介護給付費負担金でございます。施設介護サービス給付費の増により、介護給付費国庫負担金384万6,000円、介護給付費県費負担金448万7,000円をそれぞれ増額するものでございます。

調整交付金であります。施設介護サービス給付費の増により、普通調整交付金を179万4,000円、また平成30年7月豪雨災害に係る介護保険料減免分及び利用者負担額減免分について、国から特別調整交付金が特例的に交付されることにより、特別調整交付金を456万6,000円、それぞれ増額するものでございます。

(3)の総務管理費補助金でございます。歳出の部分で御説明いたしましたが、介護報酬改定等に伴う介護保険システム改修事業について、概算で予算計上しておりましたが、国より内示額が示されたことから57万円を増額するものでございます。

保険者機能強化推進交付金であります。この交付金は、市町村による高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要な取組を支援するために交付されるものでございます。これにより498万4,000円を追加計上するものでございます。

介護給付費交付金でございます。施設介護サービス給付費の増により、介護給付費支払基金交付金692万3,000円を増額するものでございます。

介護給付費繰入金であります。5ページをお開きください。施設介護サービス給付費の

増により、介護給付費繰入金320万5,000円を増額するものであります。

その他一般会計繰入金であります。職員給与費等の増により、職員給与費等繰入金を473万7,000円増額するものであります。

また、歳入及び歳出でそれぞれ御説明いたしました介護保険システム改修事業に係る国庫補助金の増57万円及び経費の増7万2,000円をそれぞれ差し引きまして、一般会計からの繰入金49万8,000円を減額するものでございます。

最後に、介護給付費準備基金積立金であります。

ここまでの歳入歳出で御説明いたしました特別会計予算の補正に当たり、歳入歳出の均衡を図るため、416万4,000円を追加するものでございます。

説明は以上です。

委員長（竹橋和彦君） これより質疑を行います。

質疑がある方は、順次挙手により一問一答でお願いします。

ございませんか。

宮原委員。

委員（宮原忠行君） 4ページの機能強化推進交付金、これ例えば具体的なメニュー等はあるのかな。それでまた、それぞれの施設へ配布するのかな。違うの。

というのは、今国の方は在宅介護を目指しているのだけど、このところずっと出ているのが、とりわけデイサービス等のそうした業者が全国的に倒産していつている。それで、政府が目指してきた在宅介護をするための、例えば介護支援であるとか、ああしたものを外していくことによってむしろ事業者の方が人手不足と相まって経営上成り立たないということで倒産が相次いでいるんです。それで、その辺との関係で、この分がどう説明がつくのか、つく範囲でいいので教えて。

委員長（竹橋和彦君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（森重美紀君） この保険者機能強化推進交付金というのは、市町村による取組に対して評価がされるものでございます。

それで、先ほどの介護事業者との関係でございますけれども、今国も市も地域包括ケアを推進しております。それはどういうことかといいますと、介護保険は介護保険、医療は医療、そして地域での生活支援、それから介護予防、それら全てが組み合わさって高齢者の生活を支援していきましようということで、確かに人手不足で介護に関わる人材は不足している状況がございます。ただ、そういった専門的なケアが本当に必要な方、介護度

が、施設サービスでも要介護3から2になっているんですけども、そういった介護が重くなった方は介護を使っていただく、医療が必要な方は医療を使っておいて、そして地域で元気に暮らせる間は介護予防等で健康を維持していただいて、地域で暮らしていただく。そして、先ほど言っておられた総合支援事業、本市の場合は介護事業者が担っていただいておりますけれども、そういった総合支援事業等、地域で自主グループで参加していただいたり、生活支援をしていただいたり、地域の住民自らがみんなで集って元気になっていただくような事業等が全て組み合わせさって高齢者の支援をつくっていかねばならないものだと考えております。

委員長（竹橋和彦君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようでしたら、次に参ります。

福祉部は退席していただいて結構です。

議案第12号市道路線の認定及び変更についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

建設課長。

建設課長（大田哲也君） 説明につきましては、緑の表紙の議案参考資料により説明をさせていただきます。

参考資料の11ページをお開きください。

議案第12号市道路線の認定及び変更について。

本案は、道路法の規定により、市道路線を認定及び変更することについて議会の議決を求めるものでございます。

新たに認定する路線が5路線、変更する路線が2路線であります。各路線につきましては、別図により説明をさせていただきます。

13ページの別図1をごらんください。

この路線は、平成30年7月豪雨災害に関連して、県が実施する砂防堰堤を建設するため、現在工事用道路として使用しており、完了後は管理道の一部となることから、今回市道として認定するものであります。

14ページをお開きください。

次に、仁賀町の市道戸石線と林道三津仁賀線を結ぶ滝ヶ谷線につきましては、平成30

年災害では避難路として重要な役割を果たしており、今回市道として認定するものでございます。

15ページをごらんください。

的場地区の仮屋谷線につきましては、平成30年の豪雨災害に関連して、市が実施する砂防堰堤を建設するため、現在工事用道路として使用をしており、完了後管理道の一部になることから、今回市道として認定するものでございます。

16ページをお開きください。

次に、忠海町の東町34号線、こちらにつきましては二窓地区の埋め立てに関連して既に整備された路線を今回市道として認定するものでございます。

17ページをごらんください。

中町地方線につきましては、都市計画道路忠海中央線の供用開始に伴い、旧道となる路線を今回県から市が引き継ぎを行い、市道として認定するものでございます。

次に、18ページ、19ページをお開きください。

図面右側の別図6の2が変更前、左側の別図6の1が変更後となっております。

変更内容は、沖條線を延伸し、東小島線の終点を変更するものでございます。

変更する理由といたしましては、現在竹原火力発電所が建設中の貯炭場北側に市道を整備することにより、地域の利便性の向上と緊急車両の通行や災害時の避難路としても機能を発揮するものでございます。

なお、市道整備に係る建設費につきましては、電源開発から5,000万円の指定寄附を受けて整備する予定にしております。

以上でございます。

委員長（竹橋和彦君） これより質疑を行います。

質疑がある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

川本委員。

委員（川本 円君） 変更理由はそれぞれ路線を今お聞きしたので、大体把握しているつもりなのですが、忠海の東町34号線のところですか。既に埋め立てしているので変更があったということで、なぜ今になってここを市道変更されるか、もうちょっと具体的に教えていただけますか。

委員長（竹橋和彦君） 建設課長。

建設課長（大田哲也君） こちら、まず埋め立ての経緯でございますが、こちら平成15

年11月に埋め立てを受けて埋め立ての事業を実施しております。その後、平成24年11月に竣工認可を受け供用開始をして、平成29年6月に所有権の登記を行っております。その中で、その沖側の埋めたところの道路一部は臨港道路となりますが、今回認定をする道路につきましては、市の管理する道路用地としておりますので、こちらをこのたび認定することにしたものでございます。

以上でございます。

委員長（竹橋和彦君） よろしいですか。

委員（川本 円君） はい。

委員長（竹橋和彦君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので、次に参ります。

議案第20号竹原市道路占用料徴収条例及び竹原市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

建設課長。

建設課長（大田哲也君） それでは、参考資料の55ページをお開きください。

次に、議案第20号竹原市道路占用料徴収条例及び竹原市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案について御説明を申し上げます。

なお、都市公園設置及び管理条例の一部改正につきましては、後ほど都市整備課から説明をさせていただきます。

本案は、道路法施行令の一部が改正されたことを踏まえ、市が徴収する道路占用料について改正するものでございます。

建設課が所管する道路占用料の新旧対照表につきましては、57ページから62ページに添付させていただいております。

今回の改正による市の影響額につきましては、中国電力、NTTなどの電柱などの占用料は、総額約80万円の増額となる見込みとなっております。

以上でございます。

委員長（竹橋和彦君） 都市整備課長。

都市整備課長（西吉八起君） それでは、竹原市都市公園設置及び管理条例の改正について説明いたします。

説明は、同じ議案の参考資料の55ページでさせていただきたいと思います。

提案の要旨についてですが、道路法施行令の一部が改正されたことに伴って、竹原市道路占用料を都市公園の公園使用料の額の算定基準としておりました。そちらの条例が改正されることに伴って、公園使用料の金額等について改正するものであります。

こちらの方が、先ほどの新旧対照表でいきますと63ページから、公園の新旧対照表となっております。

こちらの条例の一部改正による影響額ですが、公園にある電柱とか支線でありますと、金額としては少ないんですが、3,000円の増という見込みとなっております。こちらの方が令和2年4月1日からの施行の形で実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

委員長（竹橋和彦君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

宮原委員。

委員（宮原忠行君） 参考資料の方の63ページよね。

電柱、その他これに類するものよね。共架電線その他上空に設ける線類、地下に設ける電線、その他の種類というのは、もともとなかった。なかったものを新設している。この説明をして。

委員長（竹橋和彦君） 都市整備課長。

都市整備課長（西吉八起君） 今指摘されました63ページの種別の一番最初、電柱その他これらに類するものとして、改正前は共架電線、その他上空に設ける線類、地下に設ける電線、その他線類という項目自体が公園占用の規定の方にはございませんでした。今回、道路法の改正に伴い、こちらの方が改正されたということにあわせて、今までは項目としてなかったものを追加で上げさせていただいたという形になっております。

現在、こちらの上空に設ける線類というのが、占用的にはない状態になっております。

以上です。

委員長（竹橋和彦君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので、次に参ります。

議案第27号竹原市市営住宅設置及び管理条例及び竹原市特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

都市整備課長。

都市整備課長（西吉八起君） 議案第27号竹原市市営住宅設置及び管理条例及び竹原市特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部の改正について説明いたします。

議案参考資料87ページをお開きください。

まず、提案の要旨といたしましては、民法の一部改正に伴い、債権関係の規定の見直し及び公営住宅制度に係る改正が行われたことから、当該改正事項を踏まえ、必要な規定の整備を行うため条例を改正するものであります。

改正の背景といたしましては、総務省から国土交通省に対して低額所得者、高齢者、障害者等の住宅確保要配慮者が安心して暮らせる環境の充実に資することから、必要な改善措置の勧告をされました。この勧告を受けて、民法の一部を改正する法律の債権関係の規定の見直しや単身高齢者の増加、また公営住宅を取り巻く最近の状況等を踏まえて、公営住宅管理標準条例案につきまして改正が通知されたものであります。

こちらの主な改正内容にいたしましては、まず大きいのが入居手続における保証人を連署する請書提出の義務づけを削除されています。

続きまして、入居者の修繕に要する費用の負担を求める場合です。こちらの方が具体的な当該費用の負担について具体的に定めるという項目の追加になっております。

あと、入居者が家賃を支払わない場合、市は敷金、その他債務の弁済に充てるというのを明記しております。

また、不正行為で入居した入居者に対する請求額の算定、この利率が現在5%という形になっていたものが、民法改正で3%になりました。それに伴って、今後の利率の変更に対応するために、法定利率とするという形の変更をしております。それに伴う必要な規定の整備が改正の内容になっています。

施行日が令和2年4月1日から施行予定になっております。

以上でございます。

委員長（竹橋和彦君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

川本委員。

委員（川本 円君） 今、改正の内容の3番目ですか、ページ87の、入居者に修繕を要する費用の負担を求める場合には、市長が具体的に定めなければならないことを記載する

というふうなことを言われました。

それを踏まえて、ページ91にある対照表を見ると、第21条のところだと思うのですが、旧では、障子、ふすま等の張りかえとか畳の表がえとかいろいろ書いているんですが、新のところを見ますと、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除いてというふうな表記になっています。先ほどの文面からして、具体的に云々かんぬんと言えば、どちらかという、旧の方が具体的で、新の方が余りにもざっくりとした表現になっているのですが、これはどういうふうに解釈したらよろしいんですか。

委員長（竹橋和彦君） 都市整備課長。

都市整備課長（西吉八起君） これは、今まで構造上重要でない部分の修繕をする必要を除くという部分にかかってきてはいるんですけども、これは具体的に記入という形になっています。現在、市の方ではそこまでの具体的な内容の修繕を求めるという予定にはしておりませんので、具体的な項目ではない状況にはなっております。

以上です。

委員長（竹橋和彦君） 川本委員。

委員（川本 円君） 済みません、確認をお願いできますか。

もう一回改めて聞きますが、具体的に明記しなければいけないというふうな決まりに変えたのですから、もうちょっと具体的に書くべきじゃないのですかと。例がないから云々かんぬんじゃなくて、なぜこうも違うんですかと聞いたんですが。

委員長（竹橋和彦君） 都市整備課長。

都市整備課長（西吉八起君） 現在、条例の方に、旧ではあるんですが、今回市営住宅に入居の心得の中の方へ具体的に明記している状況になっております。こちらの方に市が負担するものの考えとして、壁、屋根、柱、床、基礎、給水設備、排水設備、電気施設など、構造に関係するもの、老朽化とか、災害等で修繕が必要となったもの、高額な修繕費になるものを市が一部負担すると。入居者が負担するものとしては、故意か故意でないかを問わず、入居者が通常使用していて故障、損傷したものとして、消耗品である畳、ふすま、障子、網戸、これと入居者に起因する構造に係るものの修繕という形で、こちらの入居の心得の方へ具体的に明示をしているという形になっています。

以上です。

委員長（竹橋和彦君） 川本委員。

委員（川本 円君） ですから、ここ条例の改正の中には具体的には書いてないけど、手引の方には書いているよと。その内容については、改正前と改正後というのは極端には変わっていないわけですか。

委員長（竹橋和彦君） 都市整備課長。

都市整備課長（西吉八起君） はい。中身については変わっていません。

以上です。

委員長（竹橋和彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようでしたら、次に参ります。

議案第31号竹原市漁港管理条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

建設課長。

建設課長（大田哲也君） それでは、参考資料の105ページをお開きください。

議案第31号竹原市漁港管理条例の一部を改正する条例案について御説明を申し上げます。

本案は、模範漁港管理規程例の一部が改正されたことを踏まえ、漁港の占用等の許可の期間を延長するものでございます。

改正の内容につきましては、106ページをお開きください。

改正前の占用許可の有効期間を3年から、改正後は10年以内に変更するものでございます。現在の占用物件につきましては、長浜漁港の中国電力の電柱が1本と竹原火力発電所の航路標識の設置1カ所を許可しており、吉名漁港におきましては、浮き棧橋の占用1カ所を許可している状況であります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長（竹橋和彦君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので、次に参ります。

議案第39号令和元年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

下水道課長。

下水道課長（藤本嗣正君） それでは、議案第39号令和元年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

建設部の議案等補足説明資料の方で説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

今回の補正予算は、人事異動及び給与改定に伴います人件費の過不足額を調整するほか、各種事業の精算見込みによる調整に伴いまして予算を減額するなど、決算見込みに基づく精算が主なものとなっております。歳入歳出それぞれ2,577万8,000円を減額し、総事業費を7億5,202万6,000円とするものでございます。

それでは、歳出の方から説明をさせていただきます。

4ページをお開きください。

公共下水道事業に要する経費のうち、委託料を100万円皆減し、工事請負費を1,900万円減額するものであります。

内容といたしましては、委託料につきましては、中央地区におけますマンホールの更新に伴います設計業務委託を見込んで予算計上いたしましたが、現地精査の結果、皆減したものでございます。

次に、工事請負費ですが、減額理由といたしまして、当初、平成31年度に予算計上していた雨水の浸水対策事業におきまして、平成30年度の国の補正がつきましたので、前倒しで交付されたことにより削減するものでございます。

続きまして、地方債償還元金を645万円増額するものでございます。増額理由といたしましては、借入先の変動に伴い増額となったものでございます。

続きまして、地方債償還利子を93万8,000円減額するものでございます。減額理由といたしましては、当初予定の借入利率が下がったため、減額補正を行うものでございます。

次に、歳入の説明をさせていただきます。

3ページをお開きください。

下水道分担金及び負担金につきまして150万円減額するものでございます。減額理由といたしましては、事業進捗により、本年度賦課予定の面積が当初の見込みより減になったため、減額するものでございます。

次に、使用料及び手数料についてですが、540万円減額するものでございます。減額理由といたしましては、令和2年度より地方公営企業法の財務適用を行うことから、令和2年3月31日をもって、竹原市公共下水道事業特別会計を打ち切り精算することから、出納閉鎖期間内に見込んでいた収入の一部につきまして、見込まれなくなりますので、減額補正を行うものでございます。

なお、従来の出納閉鎖期間内に見込まれていました金額につきましては、新年度の予算に反映するものとなります。

繰入金について302万2,000円増額するものでございます。増額理由といたしましては、地方公営企業法の適用に伴います使用料の減額や公債費の増額等に伴いまして、財源として一般会計繰入金を増額補正を行うものでございます。

続きまして、5ページをお開きください。

最後に、繰越明許費明細書の説明をさせていただきます。

汚水につきまして、現在発注しています工事について、工事の交通規制に伴いまして関係者との調整に時間を要したため、年度内における事業完了が困難となり、工事請負費6,500万円を繰り越すものでございます。

以上で説明を終わります。

委員長（竹橋和彦君） これより質疑を行います。

質疑がある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） それでは、ここで委員による質疑を一旦保留とし、暫時休憩いたします。

説明員は退出いただいて結構です。

午前11時41分 休憩

午前11時43分 再開

委員長（竹橋和彦君） では、休憩を閉じて会議を再開します。

それでは、委員間討議を始めます。

まず、第117条第1項の規定による委員外議員の出席、または第2項の規定による委員外議員の発言について要求のある方は申し出をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないので、委員間討議を行います。

これまでの審議の中身で追加の質疑等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようなので、以上をもって本委員会の付託案件に対する質疑を終結いたします。

説明員を入室させますので、暫時休憩いたします。

午前11時44分 休憩

午前11時45分 再開

委員長（竹橋和彦君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

これより本委員会への付託案件について順次討論、採決に入ります。なお、討論、採決の順序につきましては、議案番号順にとり行ってまいります。

議案第12号市道路線の認定及び変更について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第13号ふれあいステーションただのうみの指定管理者の指定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第19号竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について、これより討

論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第20号竹原市道路占用料徴収条例及び竹原市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第22号竹原市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第23号竹原市印鑑条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

す。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第25号大久野島毒ガス資料館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第27号竹原市市営住宅設置及び管理条例及び竹原市特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第28号竹原市手数料条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入り

ます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第31号竹原市漁港管理条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第33号竹原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第34号竹原市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例

の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第37号令和元年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第39号令和元年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第40号令和元年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第4号）について、これよ

り討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第41号令和元年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君） ありがとうございます。起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本委員会への付託案件に対する委員会報告書につきましては、本日の議決結果を報告することといたします。また、本会議での委員長報告の内容につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、あわせて議決事件の字句等の読み間違いにつきましては、後刻、委員長において調整いたしますので、御了承願います。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

説明員は退席願います。

午前11時54分 休憩

午前11時55分 再開

委員長（竹橋和彦君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

その他事項に移ります。

閉会中の継続審査の申し出についてであります。次回定例会までの間、当委員会として集中的に継続審査を行わなければならない事件として、別紙のとおり申し出るよう考えております。その他、委員の皆様におかれて継続審査、調査についての御意見なり御要望等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようでしたら、別紙のとおり議長に申し出ることに對し御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

以上をもって民生産業委員会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

午前11時56分 閉会